

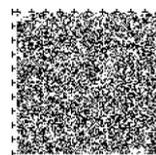
# 岩出市地域福祉計画

【概要版】



平成 28 年 3 月

岩 出 市



# 1

# 計画を策定するにあたって

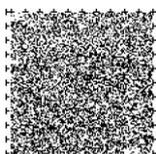
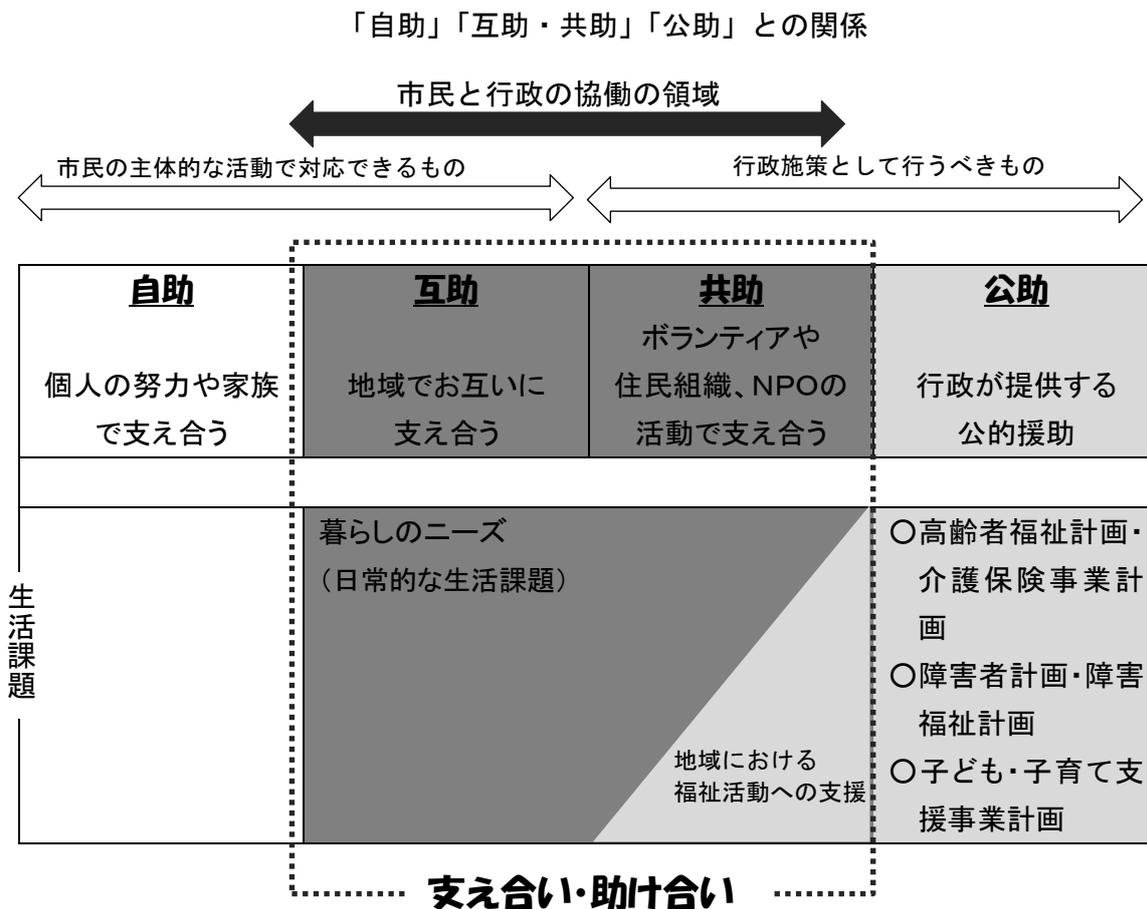
## 1

## 地域福祉とは

誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるように、地域住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携・協働して、地域が抱える生活課題・問題の解決に向け、取り組むことを「地域福祉」といいます。

なお、地域福祉においては、個人の努力や家族で支え合う「自助」、地域でお互いに支え合う「互助」、ボランティアや住民組織、NPOの活動で支え合う「共助」、そして、行政が提供する公的援助の「公助」が相まって支える仕組みと体制が重要です。

また、地域における多様な生活課題・問題への的確な対応を図る上で、地域住民や地域で活動している団体等、それぞれが気づき、お互いに支え合い、助け合う取組を進めていくことが非常に重要となります。



## 2

### 地域福祉の必要性

わが国では、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、個人主義的傾向の強まりにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といったご近所の支え合い機能が低下しています。

このような地域を取り巻く環境の変化により、孤立死をはじめ、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、消費者被害等、様々な生活課題・問題が生じています。

これらの課題・問題に対し、行政は公的な福祉サービスの整備や充実に取り組んでいますが、地域住民をはじめとする様々な主体が知恵と力を出し合い、協働しながら取り組んでいくことで、より効果的な解決が可能となり、住民一人ひとりの生活の向上を図ることができます。

そのため、これらの課題・問題を、いつかは遭遇する自身の問題として認識し、地域住民間でそれらを共有し、解決に向かう仕組みを協働して作っていくこと、つまり、「地域福祉」を実現していくことは、自分たちのこれからの安心のための準備として必要になってきます。

## 3

### 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、「第2次岩出市長期総合計画」を上位計画とし、対象別・分野別の「岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画」「岩出市子ども・子育て支援事業計画」「岩出市障害者計画」「岩出市障害福祉計画」「岩出市健康づくり計画 ふれあい健康21」「岩出市人権施策基本方針」「岩出市男女共同参画プラン」などを関連計画として、それぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

## 4

### 計画の期間

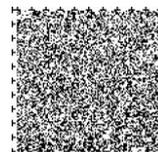
本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。

## 5

### 計画策定の手順

本計画の策定にあたっては、次のような手順で行いました。

- 1) 岩出市地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画作業部会における審議
- 2) 地域福祉に関する現状・課題の把握
  - ① 市民意識調査 ■ 配布数 2,000 人、回収率 37.1%
  - ② 団体等への調査 ■ 配布数 37 通、回収率 67.6%
  - ③ 地域福祉ワークショップ ■ 4 地区で開催、参加者 105 人
  - ④ 子育て支援センター利用者への調査 ■ グループヒアリング 5 名  
■ アンケート調査 25 名
- 3) 庁内検討部会における検討
- 4) パブリックコメントの実施 ■ 平成 28 年 1 月 29 日  
~平成 28 年 2 月 17 日



# 2

## 岩出市の現状

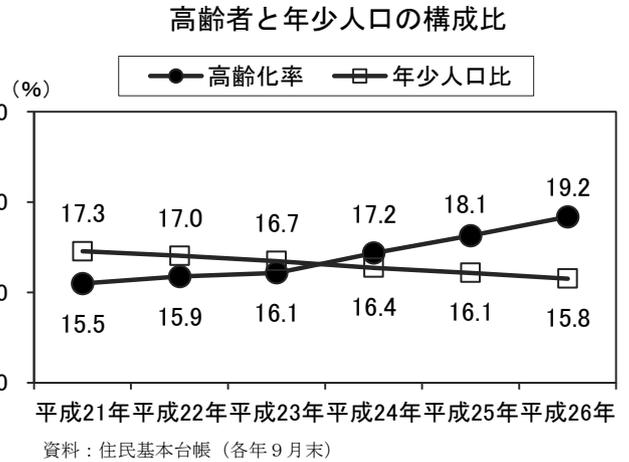
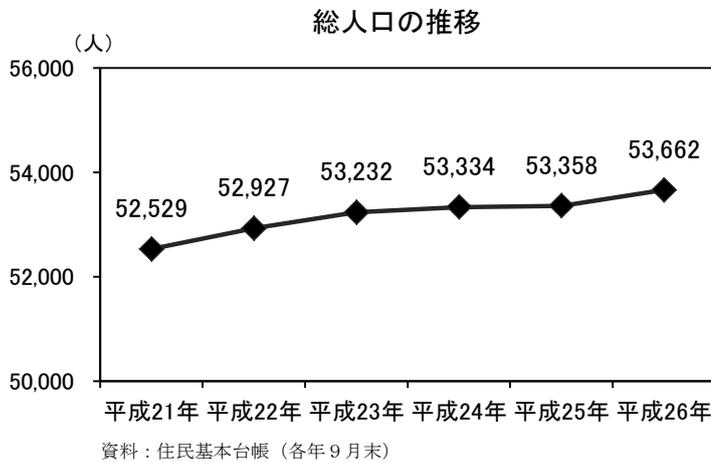
### 人

- 高齢者人口（65歳以上）が増加傾向
- 平成26年9月末現在、高齢化率は19.2%（和歌山県：30.5%、全国：26.0%）

➡ 和歌山県、全国に比べて高齢化率は低いものの、着実に高齢者が増加  
 ➡ 高齢者のニーズを把握し、必要な仕組みづくりを検討していくことが必要

- 世帯数は各年で増加
- 1世帯あたり人数が減少し、2.67人（平成22年10月1日現在）
- 高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加

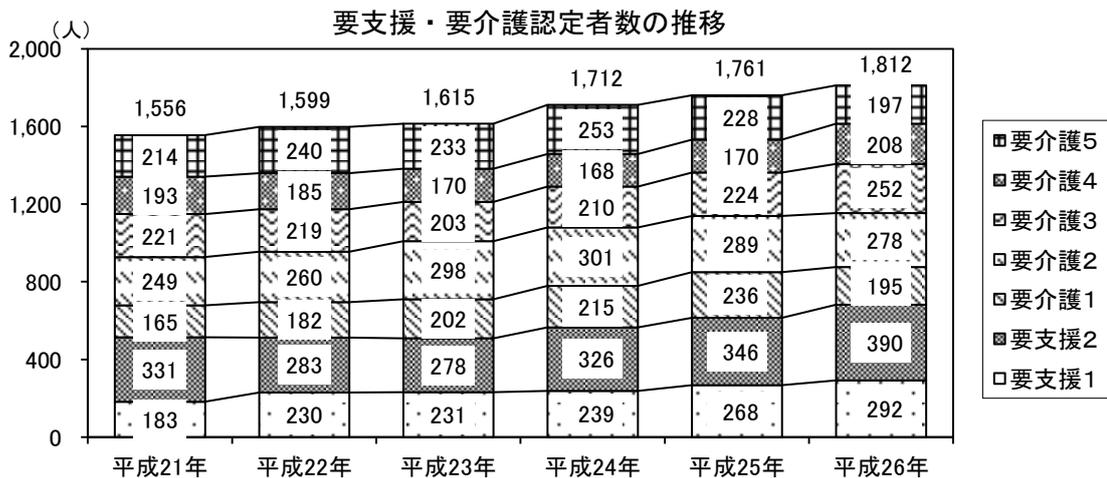
➡ 家族単位で支え合う力・助け合う力が減少



### 要援護者

- 要支援・要介護認定者の増加
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者がそれぞれ増加
- 生活保護受給者世帯の増加

➡ 地域の中で支え合い・助け合いを必要とする人が増加



## 1

## 計画の基本理念

安心して暮らしていくために、住民をはじめとする多様な主体が知恵と力を出し合い、協働していくことを通じて、住民一人ひとりの生活の向上に努める必要があります。

本計画では、住民同士が互いに尊重し合い、ともに支え合い、助け合う関係が構築された、住民一人ひとりが安心して笑顔で暮らせるまちの実現をめざし、以下の基本理念を掲げます。

## みんなで支え合い 安心して暮らせる 笑顔のいわで ～参加と協働による共生社会の実現～

## 2

## 計画の基本目標

**基本目標1 一人ひとりのつながりづくり**

今後、さらに住民の個人主義や地域への無関心が加速することで、住民同士や地域とのつながりの希薄化が懸念されます。

そのため、自治会への加入促進や、自治会等の相互間の連携強化などに取り組み、なお一層地域コミュニティの活性化に努めます。

さらに、住民一人ひとりが自分の住む地域に関わり、世代間の隔たりや居住年数の長さに関係なく、多くの住民と交流できるよう、関係機関と連携を図りながら、多様な交流の機会・場づくりを積極的に進め、地域における住民一人ひとりのつながりを深めます。

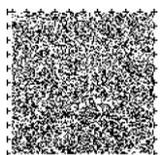
加えて、既存資源を有効に活用し、様々な人が気軽に足を運び、集うことができる、地域住民の活動拠点の整備に取り組みます。

**基本目標2 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり**

住民の地域活動やボランティア活動等への積極的な参加に向け、子どもから大人まですべての人が、住んでいる地域や福祉に興味・関心を持ってもらえるよう、福祉教育等を通じた意識づくりを行うとともに、関係機関と連携を図りながら、活動への参加促進・支援や地域福祉活動を担う人材の育成を図ります。

加えて、日常生活の中で困った時に住民同士が助け合えるよう、地域での声かけを推進していくとともに、高齢者や障害のある人、子育て家庭、生活困窮者などが地域で孤立することのないよう、見守り体制の充実を図り、住民同士の支え合い、助け合う関係づくりを進めます。

さらに、地域福祉の取組を既に行っている団体・組織、NPO等に対して、活動の活性化に向けた支援を進めます。



### 基本目標3

### 安全で安心して生活できるまちづくり

住民一人ひとりが安全で安心して生活を送っていくために、それぞれが抱える生活課題に対して迅速に対応できるよう、相談支援の充実を図るとともに、誰もが必要な情報を入手できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

特に、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な生活困窮者の早期発見・把握に民生委員・児童委員等と連携を図りながら努めるとともに、自立促進に向けた支援に取り組みます。

また、地域住民のモラルやマナーの向上に向けた取組を進めるとともに、市内におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進、安全で円滑な移動手段の確保などに努めます。さらに、災害時要援護者への支援体制の強化や自主防災組織づくりの推進等による防災対策の充実を図るとともに、防犯、交通安全対策の取組を進めます。

### 基本目標4

### 人権を尊重したまちづくり

人権が尊重された社会を実現していくため、住民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、理解を深めていけるよう、地域や学校等、あらゆる場と機会を通じ、人権教育や啓発活動を推進します。

また、権利を守る仕組みづくりに積極的に取り組み、児童、高齢者、障害のある人への虐待や差別等が起こらないよう努めます。

さらに、地域における様々な活動において、住民一人ひとりが性別に関わらずお互いに尊重し合い、自分の持つ能力を十分に発揮できるよう、広報・啓発活動を行い、男女共同参画を推進します。

## 3

### 施策体系

基本理念

みんなで支え合い 安心して暮らせる 笑顔のいばで  
参加と協働による共生社会の実現

#### 基本目標1

一人ひとりのつながりづくり

施策

- ①地域コミュニティづくり
- ②地域での交流促進
- ③既存資源を活用した拠点づくり

#### 基本目標2

住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり

施策

- ①地域で活動するきっかけづくり
- ②声かけ・見守り体制の充実
- ③地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援

#### 基本目標3

安全で安心して生活できるまちづくり

施策

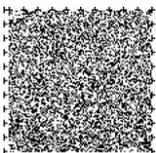
- ①相談支援・情報提供の充実
- ②福祉サービスの利用促進と質の向上
- ③生活困窮者の自立支援の推進
- ④生活環境の充実
- ⑤防災・防犯・交通安全対策の推進

#### 基本目標4

人権を尊重したまちづくり

施策

- ①人権教育・啓発の推進
- ②権利擁護や虐待防止に向けた取組の推進
- ③男女共同参画の推進



# 4

## 施策の展開

### 基本目標1 一人ひとりのつながりづくり

#### 施策1) 地域コミュニティづくり

##### 施策の方向

住民の自治会への加入促進を図るとともに、自治会等の相互間の連携強化に取り組み、地域の課題に対応できる地域コミュニティの形成に努めます。

##### 主な取組内容

- ◆自治会への加入促進
- ◆自治会等の相互間の連携強化
- ◆自治会等運営・振興助成事業の周知
- ◆地域について一緒に考えていく場づくり

#### 施策2) 地域での交流促進

##### 施策の方向

若年層や居住年数が短い住民を中心に、近所づきあいや交流が希薄化しているなか、住民一人ひとりのつながりを深めていくため、世代間の隔たりや居住年数の長さに関係なく、多くの住民の交流が実現できるよう、交流機会の確保に努めます。

##### 主な取組内容

- ◆公民館活動による交流促進
- ◆イベントによる交流促進
- ◆子どもと地域住民との交流促進
- ◆子育て世代の交流促進
- ◆高齢者の交流促進
- ◆家族介護者等の交流促進

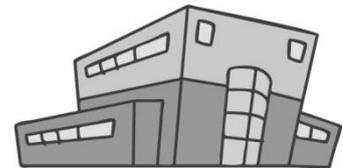
#### 施策3) 既存資源を活用した拠点づくり

##### 施策の方向

住民一人ひとりが自分の住む地域に関わり、住民一人ひとりのつながりを深めていくため、既存資源を活用した地域の活動拠点づくりを進め、住民が気軽に集まれる場の充実を図ります。

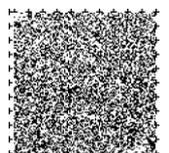
##### 主な取組内容

- ◆地域の活動拠点の整備



#### ◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- 自治会の果たす役割や重要性を理解し、加入しましょう。
- 地域でのイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 近隣の自治会同士、連携・協力しましょう。



**施策1)** 地域で活動するきっかけづくり

**施策の方向**

住民一人ひとりが住んでいる地域に興味・関心を持ってもらえるよう、福祉教育をはじめ、福祉や地域について共に考えていく場づくり等を通じて、意識づくりを行います。

また、住民が一步踏み出して地域活動やボランティア活動等に参加できるよう、様々な分野やライフステージに応じた活動のきっかけや場づくりを、関係機関と連携を図りながら進めます。

**主な取組内容**

- ◆福祉の意識づくり
- ◆地域福祉を考える機会の提供
- ◆地域活動やボランティア活動の促進
- ◆地域を支える担い手の発掘・育成



**施策2)** 声かけ・見守り体制の充実

**施策の方向**

住民の誰一人も地域で孤立しないことをめざし、隣近所や民生委員・児童委員、地域見守り協力員、民間事業者など、それぞれの活動、各地域の実情に応じた重層的な声かけや見守り、安否確認等を行う体制の充実を図ります。

**主な取組内容**

- ◆声かけの推進
- ◆見守り活動の充実
- ◆認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業の構築
- ◆地域見守り協力員制度

**施策3)** 地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援

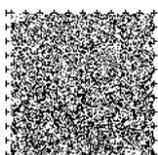
**施策の方向**

地域福祉の取組を行っている様々な団体・組織、NPO等について、それらの団体等が置かれている状況やニーズ等を十分に把握し、運営や活動への支援を進めます。

**主な取組内容**

- ◆民生委員・児童委員への支援
- ◆社会福祉協議会との連携・協働
- ◆地域福祉協議会への支援
- ◆子育てサークルへの支援
- ◆ボランティア団体・組織、NPO等への活動支援
- ◆個人情報の有効活用の検討

◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆



- 地域の情報に興味や関心を持ち、地域への理解を深めましょう。
- 声かけ、あいさつを積極的にしましょう。
- 民生委員・児童委員を中心に、見守り活動の充実を図りましょう。

**施策1)** 相談支援・情報提供の充実**施策の方向**

すべての住民が安心して生活を送ることができるよう、相談窓口の周知を行うとともに、それぞれの抱える生活課題に迅速に対応できる、地域での身近な相談窓口や専門の相談窓口の相談機能の充実を図ります。

また、誰もが必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

**主な取組内容**

- ◆相談窓口の周知
- ◆相談窓口の対応の充実
- ◆地域における身近な相談窓口の充実
- ◆専門の相談窓口の活用
- ◆ひきこもり等への支援
- ◆市政懇談会の継続実施
- ◆子育て支援に関する情報の提供
- ◆既存の情報媒体等の充実
- ◆情報のアクセシビリティの向上

**施策2)** 福祉サービスの利用促進と質の向上**施策の方向**

支援を必要とするすべての住民の福祉サービスの利用促進が図られるよう、様々な媒体や機会を活用した福祉サービスの周知・啓発や情報提供を進めていくとともに、福祉サービスの質の確保と向上に努めます。

**主な取組内容**

- ◆福祉サービスの利用促進
- ◆福祉サービス利用者の苦情解決のための対応
- ◆地域ケア会議の充実
- ◆那賀圏域障害児・者自立支援協議会との連携強化

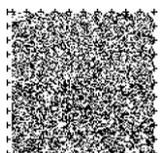
**施策3)** 生活困窮者の自立支援の推進**施策の方向**

生活困窮者の早期発見・情報把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づいた生活困窮者の自立支援の促進を図ります。

また、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する取組を進めます。

**主な取組内容**

- ◆生活困窮者の早期発見・把握
- ◆生活困窮者の自立支援策の推進
- ◆子どもの貧困問題への取組の推進



## 施策4) 生活環境の充実

### 施策の方向

すべての住民が安全で安心して生活を送ることができるよう、市内の公共施設や道路等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、移動手段の確保に努めます。

また、地域全体でモラル・マナーの啓発を図り、一人ひとりの意識向上に取り組みます。

### 主な取組内容

- ◆安全で円滑な移動手段の確保
- ◆公共施設や道路環境等の整備
- ◆子どもが安心して遊べる環境の整備
- ◆モラル・マナーの啓発



## 施策5) 防災・防犯・交通安全対策の推進

### 施策の方向

住民を災害や犯罪等から守るため、地域において、防災や防犯、消費者被害防止の取組や安全対策の充実を図ります。

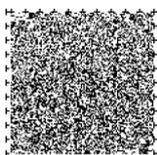


### 主な取組内容

- ◆防災意識の普及・啓発
- ◆自主防災組織の設立促進
- ◆災害時要援護者への支援体制の強化
- ◆円滑な避難所運営の強化
- ◆防犯灯の整備
- ◆防犯対策の推進
- ◆消費者被害防止の推進
- ◆交通安全の推進

### ◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- ひとりで悩まず、相談窓口を活用しましょう。
- モラルやマナーにそった行動を心がけましょう。
- 避難場所や防災設備を確認しておきましょう。
- 地域みんなで防災・防犯対策に取り組みましょう。



**施策1)** 人権教育・啓発の推進

**施策の方向**

住民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合うことができる社会の実現をめざし、子どもから大人まで様々なライフステージに応じた人権教育・啓発を進めます。

**主な取組内容**

- ◆人権に関する理解の促進
- ◆人権教育の充実
- ◆障害者差別解消に向けた取組の推進

**施策2)** 権利擁護や虐待防止に向けた取組の推進

**施策の方向**

判断能力が十分でない人等の権利が守られ、その人らしく生活できるよう、権利擁護に関する取組を推進します。

また、児童、高齢者、障害のある人への虐待等の防止、早期発見・早期対応等に向けた取組を推進します。

**主な取組内容**

- ◆成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・促進
- ◆虐待に対する理解の普及・啓発
- ◆高齢者虐待ネットワークの構築
- ◆児童虐待防止ネットワーク体制の充実
- ◆障害者虐待防止センターの充実強化

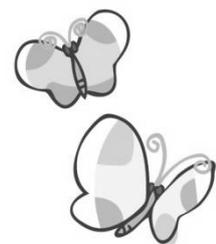
**施策3)** 男女共同参画の推進

**施策の方向**

地域における様々な活動において、性別や年齢等により役割を固定化されることがなく、自分の持つ能力を十分に発揮できるよう、広報・啓発活動を通じ、男女共同参画の推進を図ります。

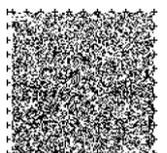
**主な取組内容**

- ◆男女共同参画の推進



◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- 人権に関する学習会や講演会に積極的に参加しましょう。
- 性別や障害に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。



## 1 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理と評価については、「岩出市地域福祉計画策定委員会」を通じて、計画に関する取組などの進捗状況を把握するとともに、評価・検証を行います。また、本計画を推進するなかで、その推進方策や新たに生じた課題などについても検討していき、本計画の実効性・実現性の確保に努めます。

## 2 計画の推進

## 協働による計画の推進

本計画にあたっては、地域における生活・福祉課題に対して、地域住民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域に根づいて活動している団体・組織、福祉サービス事業者、行政、学校などが協働して取組を展開し、本計画の推進を図ります。

## 庁内推進体制の整備

地域福祉に関する課題や問題は、福祉、保健、医療はもとより、教育、防災など、庁内の担当課も多岐にわたるため、庁内会議において、関係各課が地域福祉に関する課題や問題の共有を図りながら、連携して本計画を推進します。

各個別計画の推進や見直し時には本計画との整合性を確保しつつ、個別計画で示された施策の展開を図ります。

## 3 和歌山県や国との連携強化

地域福祉を推進するにあたっては、市単独では解決が困難な課題や問題、広域的な対応が効果的な課題や問題などについては、和歌山県や国との連携を強化することで、その解決を図ります。

## 岩出市地域福祉計画【概要版】

平成 28 年 3 月発行

編集・発行：岩出市 生活福祉部 福祉課  
〒649 - 6292 和歌山県岩出市西野 209 番地  
電 話：0736 - 62 - 2141（代表）  
ファックス：0736 - 63 - 0075（代表）

